

定期建物賃貸借契約説明書 ・ 重要事項説明書
(借地借家法第38条2項) (宅地建物取引業法第35条)

■宅地建物取引業者（貸主）■

商号 マエダ綜建株式会社（エステートリブレ）

代表者 前田 恵子

所在地 160-0022 東京都新宿区新宿7丁目27番9号 リブレ東新宿1705
号室

主たる事務所 同上

電話 03（3202）4321 FAX 03（3202）432
2

免許番号 東京都知事（5）第71678号

免許年月日 平成19年7月23日

保証協会 （社）全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2-6-
3

■説明者■

氏 名

登録番号

従事する事務所 主たる事務所に同じ

1、定期建物賃貸借契約の説明（期間確定）

本契約は更新がなく、期間の満了により賃貸借契約は終了します。

記（短期定期建物賃貸借目的物）

物件名称	:	リブレ東新宿	号室
建物所在地	:	東京都新宿区新宿7丁目27番9号	
契約期間	:	年 月 日 ~	年 月 日

期間の満了日までに借主は必ず本物件を明け渡さなければなりません。

2、物件の表示に関する事項

名称・所在地 上記記載

専有面積・間取り m² LDK

種類・構造 マンション RC造地下1階地上22階建

3、条件に関する事項

賃料等 別紙発行「契約金計算書」による

用途 契約人員による居住に限る

制限 ペット不可・楽器不可

(ウラ

面へ続く)

4、設備に関する事項

付帯設備 電気・ガス・水道・キッチン・トイレ・浴室・冷暖房・床暖房

5、石綿使用調査・耐震診断

石綿使用の有無 無

耐震診断 該当外(平成19年2月8日建築確認通知書交付)

6、その他

登記簿に記載された事項 所有者・貸主に同じ 甲区・無し 乙区・抵当権

法令その他に基づく制限 無し

7、預り金に関する事項

精算対象要項 ・設備、備品、内装等の紛失・破損(故意過失不問)
・タバコによる内装材の変色補修・脱臭費用(通常喫煙は非

適用)

・残置物の撤去処分費用

・その他の借主債務

時期・精算方法 契約終了日から2ヶ月以内・借主指定銀行口座への振込み
(精算時の振込手数料は借主負担とさせていただきます)

8、管理の委託先

株式会社シービーエス リブレ東新宿防災センター(物件内地下1階所在)

連絡先 03(5272)2335

上記 借地借家法第38条2項に基づく定期建物に関する説明、および宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項の説明を受け、承諾致しました。

平成 年 月 日

住 所 _____

契約者

①

電話
